

○総務省令第七十四号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十九日

総務大臣 鈴木 淳司

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>第十二条の九 施行規程第九十条から第九十二条まで及び第九十三条第一項の規定は、団体組合員について準用する。この場合において、施行規程第九十条第一項中「住所、被扶養者に関する事項」とあるのは「住所」と、施行規程第九十二条第一項及び第九十三条第一項中「所属機関」とあるのは「団体」と読み替えるものとする。</p> <p>〔2 略〕</p>
改正前	<p>第十二条の九 施行規程第九十条から第九十二条まで及び第九十三条第一項の規定は、団体組合員について準用する。この場合において、施行規程第九十条第一項中「住所、被扶養者に関する事項」とあるのは「住所」と、施行規程第九十二条第一項及び第九十三条第一項中「所属機関」とあるのは「団体」と、施行規程第九十三条第一項第一号中、「個人番号及び基礎年金番号」とあるのは「及び基礎年金番号」と読み替えるものとする。</p> <p>〔2 同上〕</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。